

# 長 南 町

## 町有地売却募集要領

### 1 町有地売却対象物件

※売却物件は、次のとおりです。

物件 番号	所 在	地目	面積	売却価格
1	長南町又富字境田 21 番 2	宅地	291.80 m <sup>2</sup>	5,252,000 円
2	長南町又富字境田 21 番 5	宅地	269.68 m <sup>2</sup>	4,854,000 円
3	長南町又富字境田 21 番 14	宅地	326.99 m <sup>2</sup>	5,885,000 円
4	長南町又富字境田 21 番 6	宅地	3126.30 m <sup>2</sup>	56,273,000 円
5	長南町又富字境田 21 番 7	宅地	2168.69 m <sup>2</sup>	39,036,000 円
6	長南町又富字境田 21 番 9	宅地	953.44 m <sup>2</sup>	17,161,000 円
7	長南町又富字境田 21 番 10	宅地	1069.31 m <sup>2</sup>	19,247,000 円

### 2 申込者の資格

個人又は法人で次に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する契約を締結する能力を有しない者  
(成年被後見人、被保佐人、被補助人等) 及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 地方自治法第238条の3第1項に該当する者  
(公有財産に関する事務に従事する職員の行為の制限)
- (3) 納付すべき市町村の税金に滞納がある者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

### 3 申込に当たっての留意事項

- (1) 申請書に事実と異なる記載がある場合は、申込みが無効となることがあります。
- (2) 売買契約及び登記は普通財産買受申請書に記載された名義で行いますので、共有名義を希望する場合は複数名で申込みを行ってください。
- (3) 現況での引渡しとなりますので、申込前に現地を十分確認してください。
- (4) 物件を所有する目的が公序良俗に反する場合及び都市計画法、その他関係法令に違反する場合は申込みを受付いたしません。

### 4 必要書類(発行より3か月以内のもの)

- 個人の場合  
「身分証明書」(運転免許証・保険証等でも可) 「住民票」  
「普通財産買受申請書」  
「納税証明書」(市区町村民税に関するもの)
- 法人の場合  
「資格証明書」「普通財産買受申請書」  
「納税証明書」(国税・市町村税に関するもの)

### 5 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りの方法があります。

- (1) 売買契約締結と同時に、町が発行する納入通知書により、全額一括にて支払っていただく方法
- (2) 契約保証金として売買代金の10%以上を納付していただき、その後売買代金と契約保証金との差額を、町が発行する納入通知書により売買契約締結日から30日以内に支払っていただく方法

### 6 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に土地の引渡しがあったものとします。
- (2) 土地は現状での引渡しとなります。
- (3) 所有権の移転登記は、「普通財産売払申込者」の名義で行い、売買代金完納後、買受者の請求により町が行います。
- (4) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

## 7 契約上の特約

売買契約にあたっては、次の条件を付すこととします。

- (1) 禁止用途
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に使用することはできません。
  - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用することはできません。

## 8 長南町普通財産(土地)の売払に関する事務取扱要綱 別添

## 9 その他の留意事項

- (1) 物件の引渡しは、現状有姿のままで行いますので、必ず各自で事前に現地確認をしてください。
- (2) 建物を建築するにあたっては、建築基準法関係規定及び本町条例等を遵守する必要がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (3) 購入者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。
- (4) 購入者が、売買契約に定める義務を履行しないために、本町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

## 10 問い合わせ先

〒297-0192 長生郡長南町長南 2110 長南町役場 総務課 企画財政室 土橋・今関  
TEL 0475-46-2112 FAX 0475-46-1214